

令和3年度以降の市立学童クラブの運営方法について（報告）

1 趣旨

就労形態の多様化等により、市立学童クラブの開館時間の延長を望む保護者が多いことを踏まえ、市民サービスの向上を図るため、市立学童クラブの開館時間を延長し、当該変更に伴い育成料の見直しを行うものです。

なお、開館時間延長に伴い、民間事業者等への委託を導入することで、直営学童クラブにおいても適正な人員の確保及び勤務環境の改善を図ります。

2 内容

(1) 運営方法の見直し

全ての学童クラブを市の直営で運営しておりましたが、一部の学童クラブを民間事業者等に委託して運営してまいります。委託する学童クラブ及び委託事業者については、次のとおりです。

地区名（学童クラブ名）	委託事業者名称
西部地区（矢崎、南町、四谷、日新、第七、武蔵台）	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
中部地区（第六、若松、第九、新町）	株式会社 明日葉
東部地区（小柳、南白糸台、白糸台、第四）	株式会社 明日葉

なお、運営を委託しない、第一、第二、第三、第五、第八、第十、本宿、住吉学童クラブについては、これまでどおり市の職員（正規職員・月額制会計年度任用職員）が育成を行う直営学童クラブとして運営していきます。

(2) 開館時間の変更

区分	変更後	変更前
小学校の授業のある日（平日）	下校時から午後7時まで	下校時から午後6時まで
小学校の授業のある日（土曜日）		下校時から午後5時まで
小学校の授業の休業日（平日）	午前8時から午後7時まで	午前8時45分から午後6時まで
小学校の授業の休業日（土曜日）		午前8時45分から午後5時まで

開館時間の区分を、授業のある日・休業日の二つに整理したうえで、閉館時間を午後7時まで延長します。

(3) 育成料の見直し

変更後	変更前
児童一人につき月額5,000円(土曜日の午後5時から午後6時まで及び小学校の授業の休業日の午前8時から8時45分までの育成に要する費用を含みます。) なお、午後6時から午後7時までの育成に要する費用は、児童一人につき1回当たり400円(月単位で利用する場合は児童一人につき月額2,000円)とします。	児童一人につき月額5,000円

ア 月額の育成料の減額対象者は、午後6時から7時までの育成に要する費用(延長育成料)も、減額されます。

イ 間食費(一人月額1,800円)は変更ありません。